

『信州大学教育学部研究論集』投稿資格・投稿責任者

『信州大学教育学部研究論集』編集内規より抜粋

(投稿資格)

第5条 本誌に投稿できる者は、次の各号に掲げる者とする。また第一著者となることができる者は、次の第1号から第3号のいずれかに該当する者とする。

- 一 信州大学学術研究院教育学系又は本学部（以下「本学系等」という。）に所属する専任教員、特任教員及び客員教員
- 二 退職時に本学系等に所属していた専任教員。ただし、他大学・研究機関で専任の職にあるものを除く。
- 三 信州大学大学院教育学研究科及び総合人文社会科学研究科心理学分野（長野地区）（以下「本研究科等」という。）に所属する大学院生並びに本研究科等修了生。ただし、他大学・研究機関で専任の職にあるものを除く。
- 四 その他編集委員会が認めた者。この場合、投稿に関する申請書を提出させる。

(投稿責任者)

第6条 第5条において定められた投稿有資格者は論文投稿に際して「投稿責任者」を1名置くものとする。投稿責任者は投稿からその掲載に至る過程において、編集委員会からの種々の連絡等に対応し、また本誌発行・公開後に生じうる種々の責任を請け負う義務を有する。なお、投稿責任者になることができる者は第5条に定めた投稿有資格者のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者に限るが、必ずしもその原稿の第一著者である必要はない。

附 則

この内規は令和8年4月1日から施行する。